



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（保健医療総務課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 3
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4
- 河川区域の変更による廃川敷地等の発生（河川課）…………… 4

公 告

- 地籍調査の成果の認証（県土・跡地利用対策課）…………… 4
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 6

告 示

沖縄県告示第261号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 看護師等修学資金貸与金に係る未収金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

沖縄県告示第262号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市宇屋我墨屋原111番9、111番11、111番12
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第263号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和5年8月16日から令和6年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第264号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村、うるま市及び読谷村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 令和5年8月16日から令和6年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこ

と。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第265号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
- (2) 期間 令和5年8月16日から令和6年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第266号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和元年沖縄県告示

第261号で同意の認定をした羽地加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第267号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年7月11日から同月25日まで国頭漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 国頭村字安波74番地 當山力、国頭村字宇良484番地10 荏田剛和
- 2 加入区 国頭加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 国頭漁業協同組合

沖縄県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 恩納村字恩納地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年6月20日から令和6年3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第269号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 河川の名称 我部祖河川水系我部祖河川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年7月11日
- 3 廃川敷地等の位置 名護市字振慶名佐田189番2
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 4.11平方メートル

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調査を行った者の名称 那覇市
- 2 調査期間 平成28年7月4日から令和4年3月24日まで
- 3 成果の名称 那覇市字宇栄原・宇栄原四、五、六丁目の地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域 那覇市字宇栄原、宇栄原4丁目、宇栄原5丁目及び宇栄原6丁目
- 5 認証年月日 令和5年3月8日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年2月27日
(2) 商号名 有限会社琉球工匠
(3) 代表者名 西原邦彦
(4) 所在地 沖縄市胡屋二丁目12番22号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第7126号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年2月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年3月7日
(2) 商号名 有限会社三清土建
(3) 代表者名 上原大地
(4) 所在地 糸満市西川町6番16号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-3）第6358号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年3月9日
(2) 商号名 株式会社がきや興産
(3) 代表者名 我喜屋満
(4) 所在地 南城市玉城字志堅原872番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第4686号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年3月9日
(2) 商号名 有限会社殖伸建設
(3) 代表者名 登川節子
(4) 所在地 うるま市字塩屋509番11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-3）第9142号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和5年3月9日
(2) 商号名 株式会社M. G. Fクリエイト
(3) 代表者名 藤原俊作
(4) 所在地 糸満市字新垣1276番地の4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13434号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和5年3月13日
(2) 商号名 株式会社煌輝
(3) 代表者名 小松倫代
(4) 所在地 うるま市字西原210番地1

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第14085号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年3月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和5年3月15日
- (2) 商号名 株式会社BANエンジニア
 - (3) 代表者名 大嶺斉
 - (4) 所在地 沖縄市美里三丁目16番16号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13441号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年3月15日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和5年3月15日
- (2) 商号名 株式会社T&Kカンパニー
 - (3) 代表者名 渡久地政国
 - (4) 所在地 うるま市字前原37番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第13946号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和5年3月15日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月10日 沖縄県指令土第793号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長佐葉緑原585番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地1173シッタビバース大政2-F号室 泉川彩乃
- 5 検査済証番号 令和5年6月19日 第4884号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月29日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---